

○牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則

昭和52年4月27日

規則第12号

改正 昭和58年3月22日規則第5号

昭和59年9月25日規則第17号

昭和61年5月23日規則第23号

昭和62年3月28日規則第5号

平成3年6月29日規則第16号

平成6年9月20日規則第19号

平成6年11月15日規則第23号

平成7年3月17日規則第13号

平成8年9月27日規則第16号

平成9年9月30日規則第25号

平成10年10月1日規則第25号

平成11年3月31日規則第18号

平成11年8月19日規則第24号

平成12年3月31日規則第30号

平成12年12月28日規則第55号

平成13年3月28日規則第14号

平成13年8月31日規則第43号

平成14年6月24日規則第46号

平成15年3月26日規則第24号

平成17年10月31日規則第83号

平成18年3月31日規則第16号

平成18年5月19日規則第30号

平成18年9月30日規則第64号

平成20年3月21日規則第9号

平成20年10月22日規則第32号

平成21年6月19日規則第22号

平成22年6月18日規則第22号
平成23年3月22日規則第6号
平成23年12月16日規則第43号
平成26年6月20日規則第17号
平成28年3月31日規則第13号
平成28年6月21日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、牛久市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第34号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第3条の規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(一部改正〔平成15年規則24号〕)

(医療福祉費受給者証の交付申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による医療福祉費の支給を受けようとする者は、医療福祉費受給者証交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 条例第5条第1項の規定に該当する者で、同条第3項の規定の適用により医療福祉費の支給を受けられる場合は、同項に規定する事実を明らかにすることができる書類
- (2) 転入者のうち、妊産婦、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等にあっては、条例第4条第6項第1号から第3号まで又は第5条に規定する所得、小児(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下この号、次項及び第4項において同じ。)にあっては、その父若しくは母の前年の所得(出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者は、前前年の所得とする。以下この号及び第4条第2項において同じ。)

又は小児の父母を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得を証明するに足る書類

- 3 第2項第2号に規定する小児の父、母及び小児の父母を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。ただし、第2項第2号に規定する小児の父及び母の所得の額の所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定の例によるものとする。
- 4 第2項第2号に規定する小児の父及び母の前年の所得の生じた翌年の1月1日以後において、当該小児の父又は母若しくはいずれかの者の扶養義務者の財産について地方税法第314条の2第1項第1号に規定する災害等による損失があったとき、又は当該小児の父又は母若しくはいずれかの者の扶養義務者に係る同項第2号に規定する医療費の支払いが多額となったときは、第9条で定めるところにより計算した額を前年の所得から控除して計算するものとする。
- 5 第1項の申請書を提出するに当たっては、次の各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - (1) 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者又は社会保険各法の被保険者、組合員、被扶養者にあつては、その旨を証する書類
 - (2) 条例第2条第1号に該当する者にあつては、その妊娠を証する書類
 - (3) 条例第2条第3号及び第4号に該当する者にあつては、市長が定める書類
 - (4) 条例第2条第3号ア（イ）に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類
 - (5) 条例第2条第3号ア（ウ）に該当する者にあつては、在学を証する書類
 - (6) 条例第2条第5号に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類

6 条例第3条に定める対象者に該当する期間内にあり、医療福祉費受給者証に記載された有効期間を更新しようとする場合において、第1項の申請書に記載すべきすべての事項について、公簿等により確認することができるときは、同項の申請書の提出を省略することができるものとする。

(一部改正〔平成14年規則46号・17年83号・20年9号・21年22号・22年22号・23年6号・43号・26年17号・28年13号〕)

(受給者証の交付)

第4条 市長は、前条に規定する申請書に基づいて条例第3条に規定する対象者（以下「対象者」という。）であり、条例第5条第1項各号に該当する者でないことを確認したときは、申請者が妊産婦以外の者である場合にあっては医療福祉費受給者証（様式第2号又は様式第2号の2。以下「受給者証」という。）を、妊産婦である場合にあっては妊産婦医療福祉費受給者証（様式第2号の3）を交付するものとする。

2 前項の規定により医療福祉費受給者証を交付する場合において、小児のうち、12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、その父若しくは母の前年の所得又は小児の父母を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に定める額未満である場合は、医療福祉費受給者証に、次の各号に定める事項を表示し、交付するものとする。

(1) 入院の対象となる場合 入院のみ有効

(2) 外来の対象となる場合 外来のみ有効

(一部改正〔平成14年規則46号・21年22号・26年17号・28年42号〕)

(受給者証の再交付申請)

第5条 医療福祉費受給者証又は妊産婦医療福祉費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けている者（以下「受給者」という。）又は条例第4条第5項に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）は、受給者証を破り、よごし、又は失ったときは、医療福祉費受給者証再交付申請書（様式第3号）を提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又はよごした場合には、前項の申請書にその受給者証を添えなければ

ならない。

- 3 受給者又は保護者等は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(一部改正〔平成13年規則14号・17年83号・20年9号・21年22号〕)

(医療福祉費の支給申請)

第6条 条例第4条第5項の規定による申請は、医療福祉費支給申請書(様式第4号)を市長に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 条例第4条第6項に規定する保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)の発行する領収書又は国民健康保険若しくは医療保険の保険者が発行する療養費若しくは附加給付金の支給証明書
- (2) 医療福祉費支給申請用領収書内訳書(様式第4号の3)
- (3) 医療福祉費預金口座振込依頼書(様式第4号の4)
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項の申請書を提出するに当たっては、受給者証を提示しなければならない。

(一部改正〔平成13年規則14号・14年46号・17年83号・20年9号・21年22号・23年6号〕)

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ当該申請に係る支給額を決定し、医療福祉費支給決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(受療の手続)

第8条 対象者(条例第4条第6項各号に規定する者を除く。)は、条例第4条第6項の規定による医療又は指定訪問看護を受けようとするときは、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。

(一部改正〔平成13年規則14号・14年46号・15年24号・17年83号・18年30号・20年9号〕)

(災害等による損失等の計算の方法)

第9条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、老人保健法の施行に伴う関係政令

の整備等に関する政令（昭和58年政令第6号）第8条の規定による改正前の老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第4条第3項及び第4項の例により計算するものとする。

（届出事項等）

第10条 条例第6条の規則で定める届出事項は、受給者又は保護者等に関し次の各号に定める事項に変更があった場合とし、同条による届出は、医療福祉費受給資格等変更届（様式第7号）に受給者証を添えて行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 条例第4条第6項第1号から第3号まで及び第5条に規定する扶養義務者
- (4) 第3条第2項第2号、同条第3項及び同条第4項に規定する所得の額
- (5) 条例第2条第1号に定める者の支払い口座等
- (6) 条例第2条第3号ア（イ）に定める者の障害の程度
- (7) 条例第2条第3号ア（ウ）に定める者の在学の状況
- (8) 条例第2条第5号に定める者の障害の程度
- (9) 対象者が加入している国民健康保険又は医療保険（以下「加入保険」という。）の世帯主又は被保険者若しくは組合員
- (10) 対象者の加入保険の保険者及びその所在地若しくは名称
（一部改正〔平成14年規則46号・17年83号・20年9号・22年22号・26年17号〕）

（第三者の行為による被害の届出）

第11条 医療福祉費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、受給者又は保護者等は、第三者の行為による被害届（様式第8号）を速やかに市長に届出しなければならない。

（添付書類の省略）

第12条 市長は、この規則に定める申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（受給者証の返還）

第13条 受給者は、条例第3条に規定する対象者の要件を欠くに至った場合は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和52年1月1日から適用する。

(経過規定)

2 改正前の牛久町医療福祉費支給に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第4条の規定により交付された医療福祉費受給者証は、この規則第4条の規定により交付されたものとみなし、旧規則の規定に基づいてなされている申請、届出その他の手続は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和58年規則第5号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第6号に係る改正規定は、昭和58年4月1日以降の診療分から適用する。

2 この規則による改正後の牛久町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の牛久町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施したうえ、なお使用することができる。

附 則（昭和59年規則第17号）

1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

2 この規則による改正前の牛久町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に基づく様式については、なお使用することができる。ただし、牛久町医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第34号）第3条の規定に基づき、この規則の施行日以後の新たな対象者に関する様式第6号に係る改正規定を除く。

附 則（昭和61年規則第23号）

この規則は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則（昭和62年規則第5号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施したうえ、なお使用することができる。

附 則（平成 3 年規則第 1 6 号）

- 1 この規則は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に基づく様式については、なお使用することができる。

附 則（平成 6 年規則第 1 9 号）

- 1 この規則は、平成 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成 6 年規則第 2 3 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 6 年 1 0 月 1 日から適用する。
- 2 この規則による改正後の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成 7 年規則第 1 3 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成 8 年規則第 1 6 号）

この規則は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 2 5 号）

- 1 この規則は、平成 1 0 年 1 月 1 日から施行する。ただし、様式第 6 号の改正規定は、平成 9 年 9 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成 1 0 年規則第 2 5 号）

- 1 この規則は、平成 1 0 年 1 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の牛久市医療福祉費支給に関する

条例施行規則による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成 11 年規則第 18 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成 11 年規則第 24 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成 12 年規則第 30 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 55 号）

- 1 この規則は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

- 2 この規則による改正後の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成 13 年規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 43 号）

この規則は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 46 号）

この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年規則第 24 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定は、平成15年4月1日以後の診療に係る医療福祉費について適用し、同日前の診療に係る医療福祉費については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年規則第83号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定は、平成17年11月1日以後の診療に係る医療福祉費について適用し、同日前の診療に係る医療福祉費については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年規則第16号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定は、平成18年7月1日以後の診療に係る医療福祉費について適用し、同日前の診療に係る医療福祉費については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年規則第64号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定は、平成20年4月1日以後の診療に係る医療福祉費について適用し、同日前の診療に係る医療福祉費については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年規則第 32 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 22 号）

この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 22 号）

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日規則第 6 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成 23 年 12 月 16 日規則第 43 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 20 日規則第 17 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 13 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項第 2 号の改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定（前項ただし書に係る改正規定を除く。）は、平成 28 年 10 月 1 日以後の診療に係る医療福祉費について適用し、同日前の診療に係る医療福祉費については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年規則第 42 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定は、平成28年10月1日以後の診療に係る医療福祉費について適用し、同日前の診療に係る医療福祉費については、なお従前の例による。

様式第1号（第3条関係）

審 査						
1 住民基本台帳						
2 課 税 台 帳	公費負担者番号					
3 被保険者証	受給者番号					
障害の程度を 証明する書類	有効期間		自 至			
ひとり親（母子・父子）家庭の種別・発生年月日 ()	備 考					
医療福祉費受給者証交付申請書						
対象者氏名				年 月 日生		
住 所						
	電話番号					
上記のとおり、医療福祉費受給者証の交付を申請いたします。						
牛久市長 殿						
年 月 日						
住 所 _____						
申請者 _____						
氏 名 _____						

氏 名		個人番号	
氏 名		個人番号	
氏 名		個人番号	

様式第2号（第4条関係）

（表）

福 医療福祉費受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者証等の 記号及び番号	
保険種別	
保険者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
牛久市長 印	
交付年月日	年 月 日

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、牛久市医療福祉費支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 茨城県内の保険医療機関等において、診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)にこの証を添えて窓口に提示してください。
- 3 茨城県外の保険医療機関等において診療を受けた場合等、医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書、医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
- 4 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、ただちに牛久市役所に届け出てください。
- 5 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに牛久市役所へ返還してください。

様式第2号の2 (第4条関係)

(表)

㊦ 医療福祉費受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者証等の 記号及び番号	
保険種別	
保険者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
牛久市長 ㊦	
交付年月日	年 月 日

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、牛久市医療福祉費支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書、医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
- 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、ただちに牛久市役所に届け出てください。
- 4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに牛久市役所へ返還してください。

様式第2号の3（第4条関係）

（表）

㊦ 妊産婦医療福祉費受給者証	
◎この証は、原則として産科・婦人科を標榜する医療機関を受診するときのみ有効です。	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者証等の 記号及び番号	
保険種別	
保険者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	自 至
牛久市長 ㊦	
交付年月日	年 月 日

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、牛久市医療福祉費支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
 - 2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書、医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
 - 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、ただちに牛久市役所に届け出てください。
 - 4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに牛久市役所へ返還してください。
 - 5 その他おわかりにならないことは、牛久市役所窓口でおたずねください。
- ◎ 妊娠の継続と安全な出産のために他診療科等の検査、診断、治療を要する場合は、産科・婦人科を標榜する医療機関から紹介がある場合は対象となります。

様式第3号（第5条関係）

--

福		医療福祉費受給者証再交付申請書	
公費負担者 番号受給者 番号		対 象 者 名	男 女
			年 月 日生
再交付申請 の理由			
誓 約 書			
受給者証を発見したときは、ただちに返納します。受給者証紛失のために生じた事故については、貴市に負担をかけることを誓約いたします。			
受給者 (印)			
(注) 押印は、署名（自筆）の場合は、必要ありません。			
押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。			
上記のとおり申請します。			
年 月 日			
牛久市長 殿			
申請者 住 所			
〔受給者又は〕 氏 名 (印)			
〔保護者等〕			
(注) 押印は、署名（自筆）の場合は、必要ありません。			
押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。			

様式第4号（第6条関係）

㊦ 医療福祉費支給申請書				
公費負担者番号 受給者番号			受給者氏名	男女
保険者名及び 被保険者証 記号番号			生年月日	年 月 日
医療機関等の 所在地及び名称 又は氏名				
医療等 の内容	内科・歯科・調剤・柔整・輸血 訪問看護ステーション・コル セット・その他()	医療等 を受け た期間	年 月 日から	年 月 日まで
医療機関等で支払った金額 (医療保険各法の一部負担の額)				円
上記のとおり医療福祉費の支給を申請します。 年 月 日 牛久市長 殿 〒 申請者 住 所 (受給者又は保護者) 氏 名 ㊦ (注) 押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をば印に代えることは、差し支えありません。				
(注)1 添付書類 ① 医療機関等が発行する領収書又は療養費支給証明書及び診療明細書若しくは調剤明細書 ② 高額療養費・附加給付等がある場合は、支給決定通知書の写し又は支給証明書 2 申請者が医療機関等で支払った金額から外来自己負担金額、入院自己負担金額、他法による公費負担額、高額療養費等を控除した額が支給されます。 3 ※欄は、牛久市で記入します。				

※ 支	領収書等の金額	患者負担割合金額		
	円	① 円	② 円	
給 内 訳	外来自己負担金額		附加給付額	
	入院自己負担金額		その他	
	他法公費負担額			
	高額療養費		控除額計 ③	
	交付決定額	①+②-③		円

様式第4号の3（第6条関係）

（表）

医療福祉費支給申請用領収書内訳書

①受給者 氏名		※受給者 番号		
------------	--	------------	--	--

② 年 月診療分		③診療日	④医療機関名	⑤領収書の金額	※控除額	※決定金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
※合計						

【注意事項】 必ずお読みください


- (1) この用紙は診療を受けた月ごとに記入してください。複数月の申請や、同一月の診療でこの用紙に入りきらないときは、この用紙をコピーしたものを使用しても結構です。本用紙を提出後に同一月での診療の追加提出をしますと、外来自己負担金・入院自己負担金を重複して控除する場合がありますので、必ず1箇月分の診療全部を記入してください。（診療月の翌月以降に申請となります）
- (2) 医療費助成の対象となるのは、医療機関等で支払った保険診療の一部負担金です。健康保険のきかない特定療養費・容器代・検診料・文書料・入院室料差額等は支給の対象となりません。
- (3) 医療機関等の窓口で支払った一部負担金から外来自己負担金・入院自己負担金・他法による公費負担額・健康保険から支給される高額療養費及び附加給付等を控除した額が支給金額になります。
- (4) 領収書に受診者の氏名、保険診療分の点数又は金額、診療年月日の記載があるか確認して下さい。
- (5) 医療機関等の領収書がレシートの場合は、必ず医療機関等の窓口でレシートに受診者の氏名、保険診療点数の記入を受けてください。記入がないものについては受付できない場合があります。

(裏)

【記入方法】

- (1) ①受給者の氏名を記入して下さい。
- (2) ②診療を受けた年・月を記入して下さい。
- (3) 「③診療日」「④医療機関名」「⑤領収書の金額」の記入は、医療機関毎の日付順にお願いいたします。
- (4) この内訳書と一緒に領収書(コピー不可)をご持参ください。領収書は上記の(3)と同様に医療機関毎の日付順にお持ちください。
- (5) 太枠内のみ記入し、※の欄には記入しないでください。

様式第4号の4（第6条関係）

<div style="text-align: center;">  医療福祉費預金口座振込依頼書 </div>														
公費負担者番号 受給者番号				受給者 氏名										
保険者名及び 被保険者証 記号番号				生年月日	年		月		日					
住 所														
振 込 先	金融機関名	銀 行 信用金庫		※金融機関コ ー ド										
		支店		支 店 コ ー ド										
	預金の種類	1 普 通	口座 番号											
		2 当 座												
	フリガナ													
口座名義人														
医療福祉費については、上記の口座に振り込みをするよう依頼します。 年 月 日 牛久市長 殿 （注） 押印は、署名（自筆）の場合は必要ありません。 住 所 申請者 （受給者又は保護者等） 氏 名 印 電話番号														
注1 ※印の欄は、記入しないでください。 2 「口座名義人」欄は、フリガナを必ず記入してください。														

様式第5号（第7条関係）

様
(受給者番号： (課 様分) 担当)

年 月 日

医療福祉費支給決定通知書

牛久市長
(公 印 省 略)

年 月 日付で申請のありました
おり支給を決定しましたのでお知らせします。

様に係る医療福祉費について、下記のと

- 1 支払予定日 年 月 日
- 2 支払明細

支給額計 円

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、牛久市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

牛久市役所 課 担当
TEL () 内線

様式第7号（第10条関係）

医療福祉費受給資格等変更届		公費負担者番号 受給者番号		受給者 氏名	
届出事項	変更前	変更後		変更年月日	
氏名	ふりがな	ふりがな			
住所					
扶養義務者	対象者又はその父母との 続柄()	対象者又はその父母との 続柄()			
所得	円	円			
支払い口座等	支払区分 預金種類 金融機関名 口座番号 口座名称	支払区分 預金種類 金融機関名 口座番号 口座名称			
障害の程度	級	級			
高校等在学状況	学校名等	学校名等			
加入保険の世帯主、被保険者、組合員	世帯主 被保険者 組合員	世帯主 被保険者 組合員			
種別 保険者の 名称 所在地	協会・組・船・共・国	協会・組・船・共・国			
被保険者証の 記号番号					
<p>医療福祉費受給者資格の内容等について変更がありましたので、医療福祉費受給者証を添えて、上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>牛久市長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 (印)</p> <p>(注) 押印は、署名（自筆）の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>					

様式第8号（第11条関係）

福 第三者の行為による被害届			
公費負担者番号 受給者番号		対象者 氏名	男 女 年 月 日生
その事故の要旨等 (日時・場所・状況等)			
疾病又は 負傷の状況			
第三者の住所(居所) 及び氏名(名称)・日 時・住所(居所)が 明らかでない時はそ の旨			
示談の有無	有・無 (示談があつた場合は示談書の写を添えること)		
損害賠償金の額			
上記金額の受領 年 月 日(見込)	年 月 日		
上記のとおりお届けいたします。 年 月 日 牛久市長 殿			
届出者 { 受給者又は } 住 所 保護者等 } 氏 名 (印) (注) 押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。			

様式第1号（第3条関係）

（全部改正〔平成28年規則42号〕）

様式第2号（第4条関係）

（全部改正〔平成20年規則32号〕）

様式第2号の2（第4条関係）

（全部改正〔平成18年規則30号〕）

様式第2号の3（第4条関係）

（全部改正〔平成23年規則6号〕）

様式第3号（第5条関係）

（一部改正〔平成18年規則64号〕）

様式第4号（第6条関係）

（全部改正〔平成23年規則6号〕）

様式第4号の2 削除

（削除〔平成23年規則6号〕）

様式第4号の3（第6条関係）

（全部改正〔平成17年規則83号〕、一部改正〔平成18年規則64号・21年22号〕）

様式第4号の4（第6条関係）

（全部改正〔平成17年規則83号〕、一部改正〔平成21年規則22号〕）

様式第5号（第7条関係）

（全部改正〔平成28年規則13号〕）

様式第6号 削除

（削除〔平成18年規則30号〕）

様式第7号（第10条関係）

（全部改正〔平成23年規則6号〕）

様式第8号（第11条関係）

(一部改正〔平成18年規則64号〕)